

2 章 1950 年代以前のビチェ村のローカル・コモンズ

1. ビチェ村の概況

1.1. 地理・自然環境

ビチェ村はガトカエ島の南部にあり、波の荒い外洋に面している。島の北部にあるブニカロ港からビチェ村までは、徒歩 8 時間、25 馬力の船外機付きボートで 1 時間半かかる。不定期便の発着するガトカエ空港から、ビチェ村までは徒歩 4 時間、船外機付きボートであれば 1 時間である。定期便のあるニュージョージア島のセゲ(Sege)空港までは、船外機付きボートで 3 時間、風が強く波が高ければ 5 時間かかる。

ソロモン諸島は、年間通して高温多湿であり、明確な雨期や乾期はない。ビチェ村においては、南東よりの貿易風(hecha)が強く吹く 6 月から 9 月にかけては、海が荒れることが多く、雨が続くこともある。北西よりの風(mohu)が吹く 12 月から 2 月にかけては、穏やかな天候が続く。

ビチェ村に水道やガス、電気は通っていない。しかしながら、居住域を流れるジャミア(Jamia)川とチョンガレーガ(Chogalega)川は、生で飲用可能な美味しい水を村人に供給している。これらの川の各所にある小さな淵は、男性用、女性用の水浴び場(chuveani)、飲料水採取用(beiiani)、皿洗い用(nekunekuani)、洗濯用の水場(sopusopuani)などに分けられている(写真 2-1、写真 2-2、図 2-1)。

また 1998 年には、マロヴォ・ラグーン地区選出の国会議員から発電機の寄贈を受けたが、2001 年には発電機は故障していた。現在においても村人の主要な照明器具は、灯油ランプである。すべての世帯に灯油ランプがあるものの、村人はランプに頼らなくてもよい月夜を歓迎する。満月(soaini)ともなれば、夜釣りにでた村人の魚を目当てに子どもたちが焚き火を囲み、浜に下りた大人たちも月光(rugacha)の下で四方山話に花を咲かせる。手製のウクレレを奏で、宴会が始まることもある。

ビチェ村には、年間通じて商品を常置している雑貨屋はなく、石鹼や灯油、マッチ、塩、砂糖、コメなどを購入する場合は、徒歩で片道 2 時間、船外機付きボートで 40 分の位置にあるペアヴァ村に行くことが多い。また、これらの物品を多めに購入してきた世帯が、他の世帯の求めに応じて小売を行うことがある。

ビチェ村は、砂浜、岩場および居住域の一部以外は、森林に覆われている。浜辺は、ココヤシやヤエヤマアオキ(nute、*Morinda citrifolia*)、ヒゲノカズラ属の 1 種(lumulumutui、*Lycopodium* sp.)などで覆われている。

またガトカエ島の中心部には、標高約 800 メートルのマリウ山があり、山頂周辺には、コケに覆われたビワモドキ科の 1 種(kapuchu、*Dillenia salomonensis*)などの高木が生えている。居住域周辺には、食用資源として重用されるソロモンカナリウム(maria、*Canarium salomonense*)やカナリアノキ(goete、*Canarium indicum*)などのナッツ類、カヌー用材となるグメリナ(goliti、*Gmelina moluccana*)などが多い。

村人の環境認識において、森林はおおまかに 6 つのカテゴリーに分けられている。「原生林

(goana piru)や「二次林(goana)」、「休閑林(kotukotuani)」、「焼畑」、ココヤシが栽培されている「ココヤシ林(ngocharaini)」、そしてソロモンカナリウムなどのナッツ類が茂る「ナッツ林(buruburuani)」である³²。

「原生林」を意味する goana piru は、直訳すると野生(piru)の森林(goana)であり、村人が焼畑を行ったことがなく、建築用樹木となるバンリュウガン(meda、*Pometia pinnata*)やカロフィルム、ニューギニアヴィテックス(vasara、*Vitex cofassus*)などの高木に覆われた森林を指している(写真2-3)。「原生林」には、建築用樹木や木彫り細工用樹木、燃材などの採集が部分的に行われたことのある森林が含まれており、全く人の手が加えられたことのない森林を指すわけではない。

また「二次林」とは、「原生林」と呼べるほど高木がなく、「休閑林」でもない森林を指している。

「休閑林」とは、焼畑として利用されたのち、休閑状態にある森林を指す(写真2-4)。

「焼畑」とは、主に「休閑林」もしくは「二次林」を部分的に伐開し、火入れを行ったのちに、3-5年間ほどイモ類やバナナ、パイナップルなどの農作物の栽培を行っている森林を指している(写真2-5)。

「二次林」を意味する goana は、森林全体を指す名称としても用いられる。また、休閑林と二次林に関する村人の認識があいまいな場合もある。とくに休閑開始後、数十年を経ても焼畑として再利用されていない休閑林は二次林と認識されることがある。

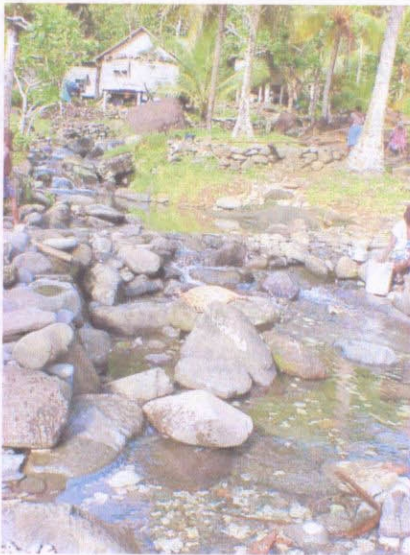


写真2-1 ジャミア川の飲料水採取用(上流側)と血洗い用(下流側)の水場
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2005年1月筆者撮影。

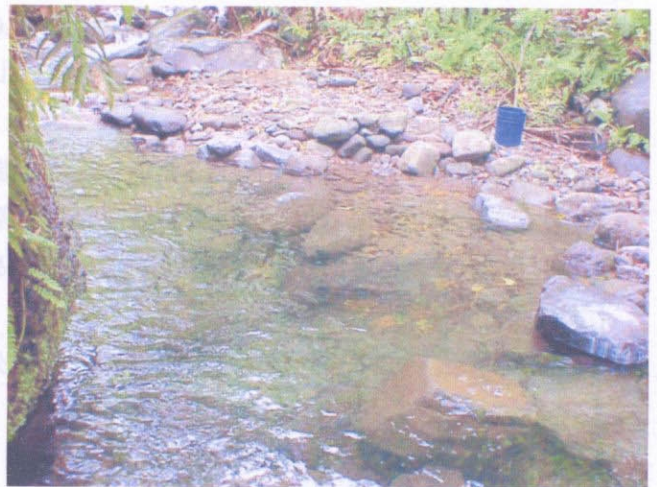


写真2-2 チョンガレーガ川の男性用の水浴び場
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2005年筆者撮影。

³² カシア属の1種(ivi ta malivi、*Quassia indica*)やヒルギ科の複数種(petu、*rugiera* spp.、*Rhizophora* spp.)、ヒルギダマシ科の複数種(petu、*Avicennia* spp.)などの生育するマングローブ林(petupetuani)については、ビチェ村にはほとんどないため、ここでは除いた。サゴヤシ(edeve、*Metroxylon salomonense*)などの生育する低湿地(jemijemiani)は、村人の認識では、原生林もしくは二次林の範疇に入っている。

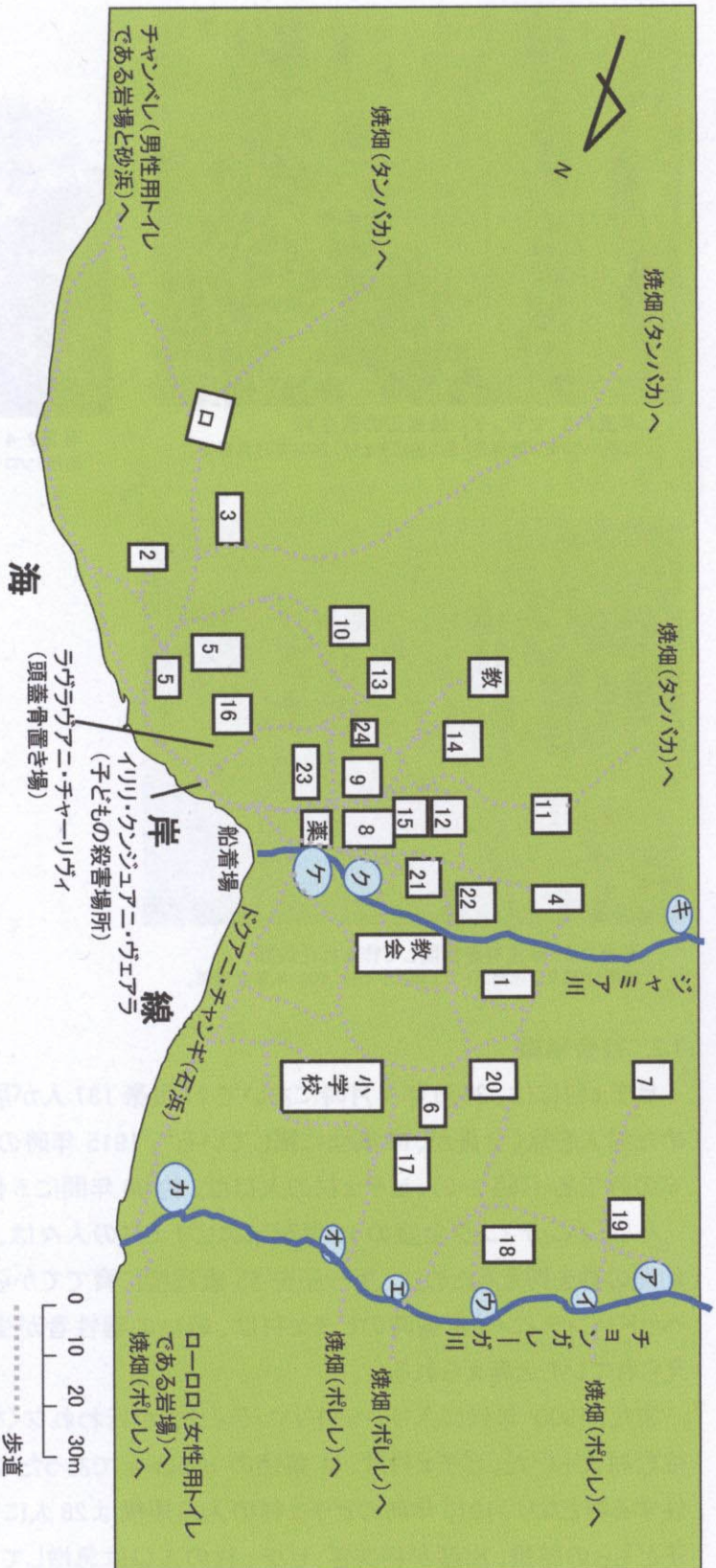


図2-1 2002年時のピチエ村居住域

出所) 測量および聞き取り調査より作成した。
 注) 枠内の数字は各住居の世帯番号を表している。また「ロ」はロッジ、「菓」は菓小屋、「教」は教師用の家屋である。男性用水浴び場は「ア」もしくは「ケ」、女性性は「カ」もしくは「キ」を水浴び場としている。飲料水用の水場としては、最上流部にある「ア」が用いられ、その他の水場では洗濯、血洗いやなどが行われている。水浴び場「ケ」には、1-1.5mほどの大きさのオオウナギが十数匹飼育されている。居住域の広さは約3.2haである。住居などの大きさ、形状はおおまかに示した。各世帯の住居には、母屋、調理小屋などが含まれる。2002年時のピチエ村には27世帯が居住していたが、このうち3世帯は家屋を建築中であった。また、世帯番号25-27については、他の世帯の家屋に同居していた。世帯番号5は母屋を2つ所有していた。



写真2-3 マテンゲレ峰周辺の原生林
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2004年12月撮影。



写真2-4 休閑7年目の休閑林
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2004年12月筆者撮影。



写真2-5 原生林を伐開して作られた焼畑
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2001年筆者撮影。

1.2. 社会組織

ビチェ村には、2006年1月時において27世帯137人が居住しており、結婚を機に居住し始めた村人を除く全員が、Mグループに属している³³。1915年時のビチェ村には5世帯28人が暮らすのみであり(図2-2)、ビチェ村の人口は、約90年間に5倍近くにまで増加した。

ヘッドハンティング全盛の19世紀末のビチェ村の人々は、戦いの足手まといになるような乳幼児の数を抑えるために、第一子を15歳程度に育ててから、第二子を作ったと言われている。ヘッドハンティング全盛時のビチェ村は、戦いの犠牲者が生じることもあり、人口の増加は抑えられていたと考えられる。

また、1900年代に入り、ヘッドハンティングが行われなくなると、ガトカエ島内の各地に移り住む村人もいた。ビチェ村は、Mグループのbangaraであったヴァンゴロとパカの子孫らが主に居住する村となり、1915年時のビチェ村の人口規模は28人に留まっていた。その後、VPグループの子どもらの結婚、出産が相次ぎ、ビチェ村の人口は急増していくことになった。

³³ 2006年1月の調査時において、村に居住していない者のうち、1年未満の旅行、入院中の者は村人と判断した。1年以上他村に居住している者のうち、就学者以外は移住者と判断した。

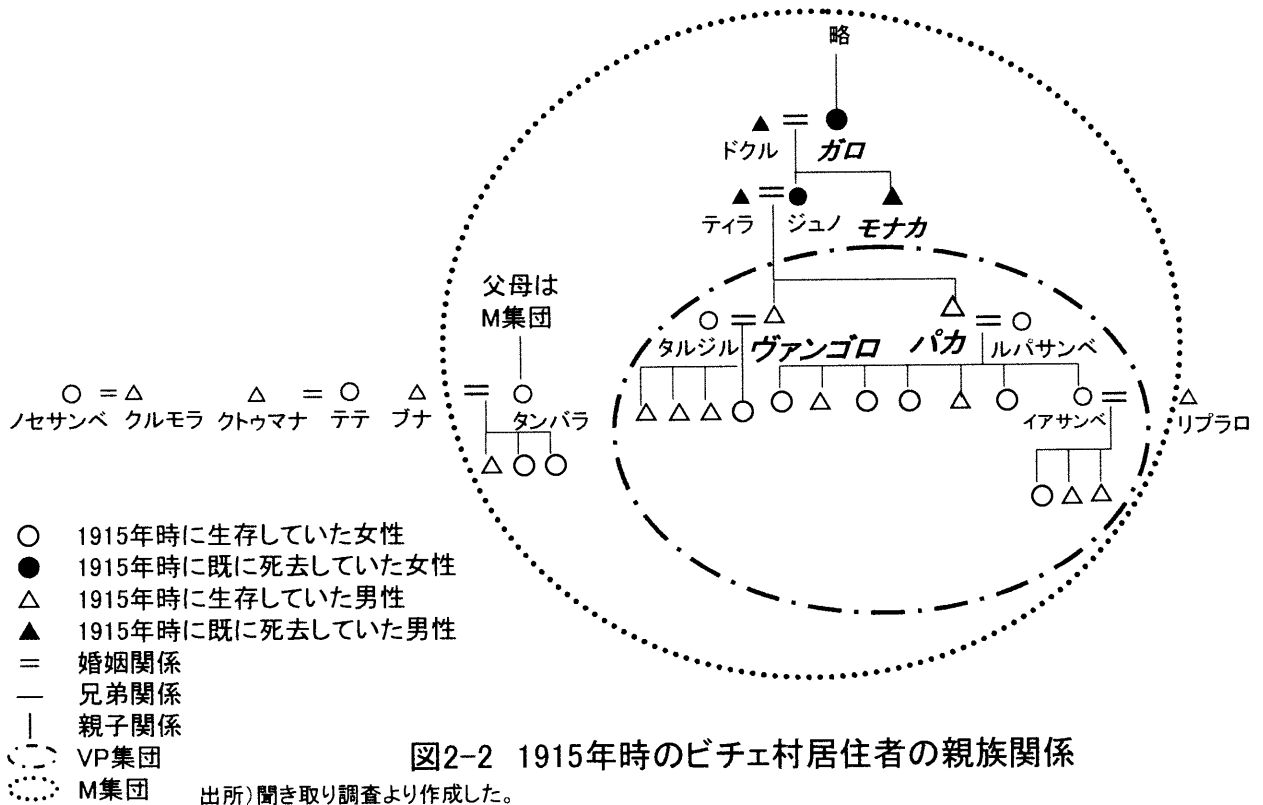


図2-2 1915年時のビチエ村居住者の親族関係

出所)聞き取り調査より作成した。

注) 1915年時にビチエ村に居住していた村人もしくは、現在の居住者の直系の先祖、bangaraの一部のみ記した。
1915年までの歴代のbangaraを太字斜体で示した。
未婚の子どもについては名前を省略した。

村人の主要な生業は、焼畑と漁労、ナッツ類などの採集であった。

M 集団は、焼畑用地の開拓者や特定の人物を祖先とする集団(以下、小集団)に分かれている。村人は、親族集団のような複数の世代にわたる血縁に基づく「出自集団」を butubutu と呼び、「家系」を tuti もしくは kinovuru と呼んでいる。何らかの家系の「子孫」を kinovuru と呼ぶこともある。

M 集団は butubutu Mategele と呼ばれている。M 集団は、さらに複数の小集団に分かれている。小集団は、tamaturana と呼ばれる父母兄弟、いとこ、おじ、おば関係までを含む血縁集団であることが多いが、小集団が複数の tamaturana で形成されていることもある。母方の親族は tinadi、父方は tamadi と呼ばれる。

ビチエ村社会では、存命の村人の名称を付けた小集団、死去した父母、祖父母を祖とする小集団、数世代前の祖先に由来する小集団が混在している。父系か母系か、さらにはどの祖先に由来する小集団に属するかについては、それぞれの事象に応じて、関係のある出自が強調されることになる。M 集団については、母系が強いと認識する村人もいるが、banagara となった村人の出自をみても、必ずしも母系が強いわけではない。むしろ、双系的とみるべきであろう。

ある土地に関する開発や資源利用において、父系出自および母系出自いずれとも関係がある土地である場合、その事象においては双系的な小集団が表出することになる。父系出自

もしくは母系出自のいずれか、もしくはいずれかのうちの、ある特定の世代の祖先に関係する土地である場合は、単系の小集団が表出し、属する単系出自集団の成員として、各人は発言・行動し、何らかの権利を主張するのである。

前述のように、ビチェ村の人々は、ヴァングヌ島東南部のマロアナ集団とも強いつながりがあった。マロアナ集団の bangara は、タルジルの死後、タルジルの弟ノンブ(Nobu)に変わり、ノンブの死後はタルジルの息子であり、ビチェ村に居住するククーに受け継がれた。VP 集団の人々は、マロアナ集団にも属しており、ヴァングヌ島東南部にココヤシ林を持っている村人もいた。

また、ビチェという村(palavanua)を基盤とする地縁集団を意味する butubutu Biche などの呼称は用いられておらず、ビチェ村出身者もしくは居住者という意味で tinoni(人) pa(の) Biche という呼び方がされている。

「家」もしくは「家族(tatamana)」とは、住居(vanua)を共にする集団を指している。

村人は、「家」と「世帯」とを区分せず、ともに tatamana と呼んでいるが、本研究では、「世帯」を住居および生計を共にする集団と定義する。各家は、複数の世帯に分かれることもある。

1.3. 教育

ソロモン諸島の教育制度は、幼年学級(幼稚園)に始まり、小学校(Class1-6)および中等学校(Form1-7)からなっている。その他の高等教育機関としては、フィジーに本校のある南太平洋大学(University of the South Pacific)の分校がホニアラにあるほか、看護師や教員などの専門職を養成する高等専門学校や、大工などを養成する職業訓練学校などが設置されている。

ビチェ村では、1920 年代には幼年学級が設けられ、数字やアルファベットなどの基礎教育が行われていた。また、1958 年から 1964 年までの 7 年間については、1-2 年生を対象とする小学校があった。その後、1999 年までは村内に小学校がなく、村人はペンジユク村やバトゥナ村などに寄宿して、小学校に通っていた。

1999 年にビチェ村に建てられた小学校は、community school と呼ばれる村営の学校であり、村人らから徴収した授業料が、教員の給与や小学校の備品購入費などに充てられていた。この小学校は、2005 年までは小学 3 年生までの児童を対象にしていた。そのため、小学 4 年生以上に進学した児童については、ペンジユク村やペアヴァ村などの小学校に行かねばならなかった。

ビチェ村の小学校は、2005 年にようやく政府が直轄する公立の小学校として認可され、2006 年からは政府が教員を派遣し、小学 4 年生までを対象にすることとなった。中等学校については、ソンビロ村にあるベカベカ・アドベンティスト中等学校(Bekabeka Adventist Junior High School)の寄宿舎に入り、通学していた(表 2-1)。

ビチェ村の人々の学歴は、やや女性の方が高学歴である傾向が見られたが、大きな差異は見られなかった(表 2-2)。

表2-1 1951-2005年におけるピチエ村出身者の就学者数

学校所在地	期間	1951-	1956-	1961-	1966-	1971-	1976-	1981-	1986-	1991-	1996-	2001-
		1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
ソンピロ村	男性	0	0	6	6	5	3	2	4	3	2	6
	女性	0	0	1	2	3	6	4	4	5	4	6
	合計	0	0	7	8	8	9	6	8	8	6	12
ペンジュク村	男性	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	1
	女性	1	0	0	0	1	1	2	0	0	0	1
	合計	1	0	0	1	3	2	3	0	0	0	2
バトウナ村	男性	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	0
	女性	1	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0
	合計	1	1	3	2	2	0	1	1	1	0	0
ピチエ村	男性	0	3	5	0	0	0	0	0	0	9	25
	女性	0	1	2	0	0	0	0	0	0	19	27
	合計	0	4	7	0	0	0	0	0	0	28	52
ペアウラ村	男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
ホニアラ	男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出所) 2001-2005年時に在村していたピチエ村出身者と、すでに死去していた村人132人に関する聞き取りより作成した。

表2-2 ビチエ村住民の学歴(2006年1月時)

学歴	男性	女性
幼年学級卒	2	0
Class1卒	0	1
Class2卒	2	2
Class3卒	7	1
Class4卒	4	5
Class5卒	2	6
Class6卒	6	8
Form1卒	1	3
Form2卒	0	1
Form3卒	0	3
Form4卒	0	0
Form5卒	0	0
Form6卒	1	0
職業訓練校卒	1	0
幼年学級在学中	10	4
Class1在学中	5	4
Class2在学中	2	3
Class3在学中	8	2
Class4在学中	2	6
Class5在学中	1	2
Class6在学中	1	1
Form1在学中	2	2
Form2在学中	1	2
Form3在学中	1	0
Form4在学中	0	0
Form5在学中	0	0
Form6在学中	1	0
学歴なし	2	2
合計	62	58

出所) 2001-2006年1月にビチエ村に居住していた
ビチエ村出身者および死去していた者を含む
120人に関する聞き取り調査より作成した。

注) 居住者のうち6歳未満の未就学者については
本表から除いた。

小学校はClass1-6、中高等学校はForm1-7で
ある。

2. ローカル・コモンズの動態

2.1. ビチエ村の資源の所有、利用に関する権利の基本概念

2.1.1. 権利に関する概念

マロヴォ語において、「権利」に近い概念を示す言葉は、nginira(もしくは省略形の gira)である。nginira は通常、「力」、「強さ」、「固さ」を意味する。nginira は、絶対的な「権利」を意味するのではなく、何らかの強い主張を行う「力」と捉えることができる。

何らかの資源に対して *nginira* が用いられる場合、例えば禁漁 (*vinangira*) など特定資源の利用を禁止させる「力」を意味する³⁴。

nginira という「力」が「権利(のようなもの)」として他者から認められるには、それが「筋が通っている (*nororo*)」かどうかが重要である。村人がそうあるべきとする共通認識が「筋」となる。*nororo* ではない主張ばかりをする村人は、頑固だ (*nginira via chalivi*、直訳すると頭が固すぎる) として何ら「権利(のようなもの)」は認められない。*nororo* は「真っ直ぐさ」という意味も持つほか、「正しさ」、「正確さ」を示す際にも用いられる。

鳥越(1997a: 38-41)は、「人の心は分からない」としつつも、「人びとの心」すなわち「言い分(正当化の論理)」は把握可能としている。*nororo* は、地域社会の「人びとの心」のなかで、「正当」とみなされる共通認識とも言い換えられよう。

ピジン・イングリッシュでは、「慣習」を意味する *kastom* という言葉が頻繁に用いられる。とくに地域社会、住民が開発などにおいて外部社会と対峙するとき、また外国人研究者などの外部者に対して、*kastom* を文化的シンボルとして強調、再構成し、何らかの「権利」を主張することがある(関根, 2000b: 16)。

しかしながら、「慣習」を直接的に示すマロヴォ語はない。最も近いマロヴォ語は、*tuari* であるが、これは「昔(のもの)」を意味する。*tuari* は、「(すでに失われた)旧習、古い慣習」を意味することもある。

「昔のもの」もしくは「旧習」であることが、何らかの「権利」を保証するわけではない。「古さ」という時間の長さが「権利」を保証するのではなく、多くの事例において *nororo* だと認識されてきた、その歴史的な積み重ねが重視されるのである。それは、すでに失われた旧習のような、村人が想像しにくいものではなく、各人が体験や身近な見聞として積み上げられた事例として認識することのできる、「痛みや苦しみ、喜びや怒りとして体感する歴史」の重視とも言い換えられよう。

本研究では、*nororo* を「何らかの態度や行動の正当性を主張できる価値を持つことが、集団内の共通認識になっているもの」と定義する。

nororo は、資源利用における何らかの主張や自らの行動が認められるための基となるが、それは他者の主張を排除するような絶対的な「権利」を保証するわけではない。常に、村人全体が *nororo* とする認識が共有されるわけでもない。村での日常生活は、多様な「権利」が衝突しあう場ではなく、その都度、状況に応じて、多様な主張や行動、もしくは暗黙の視線のやり取りのようなもののなかで、より良い「筋」を探り合う場なのである。

2.1.2. 所有に関する概念

マロヴォ語において「所有」に近いのは、*hinoho* である。*hinoho* は、何かを「持つ」もしくは「享受する」状態を意味する。これが人に対して用いられた場合、例えば *tinoni hinoho* (もしくは

³⁴ 何らかの禁忌を意味する言葉として日常的に用いられるのは *hope* である。*hope* は「聖なるもの」という意味も持ち、例えば「聖書」は *buka* (本) *hope* と呼ばれる。

省略形である hoho)は、「所有者」というよりも、何かを持っている「豊かな人」という意味に近い。hinoho は、何らかの資源や物を持つという「豊かさ」を享受しているときに用いられるのである。

ガトカエ島やその周辺海域は、M 集団がその資源を持つという「豊かさ」を享受しているという言い回しがされるが、自然資源に対しては、hinoho よりも chakei という言葉が日常的に用いられている。chakei は、「守る」もしくは「管理する」という意味を持ち、「子守(chakei koburu)」や「お金の管理(chakei seleni)」などの形でも用いられているマロヴォ語である。

自然資源に対して、何らかの「働きかけ(tavete)」を行った村人は、その資源を守り、管理する者として認められることがある。ここでいう「働きかけ」とは、森林の伐開や植物の栽培のほか、野生植物を移植(chinukuna)したり、誤って伐られることがないように目印(hilahila)を付けたり、周辺の木を伐って幼木の生育環境を整えたりするような半栽培活動などを指す。

ガトカエ島や周辺海域の資源は、M 集団に属しており、M 集団内で共同利用する資源である。M 集団の bangara は、資源の販売、譲渡、貸与に関する最終的な決定権を持つ代表所有者であり、また chakei する者でもある。

bangara は、M 集団の資源に対して外部社会が何らかの形で関与しようとするとき、すなわち外部社会と対峙するとき、代表所有者として交渉の場に臨む。対外的には、ガトカエ島および周辺海域について、bangaraを中心にM集団によるhinohoが主張され、M集団にとってnorodaと納得できる結論に導いていくことが試みられる。

しかしながら、ガトカエ島および周辺社会での村人の日常生活においては、資源の「所有」ではなく、M 集団に属する資源を集団内でどのように「共同利用」していくかが重要であり、それが常に認識されているのである。

本研究では、村人が noro としてきた認識のうち、とくに「資源を集団内で共同利用していくうえで、norodaとみなされる共通認識」を「noroda 概念」と定義する。

宮内(1998b: 134-136)は、マライタ島の土地所有において、近代法における所有権のような絶対的な権限が認められた「権利」とは別に、地域社会のなかで緩やかに認められた「共同利用権」のようなものがあるとしている。

ビチェ村においては、対外的に「所有」が強調されることがあるものの、地域社会内部では noroda 概念を基盤とする「共同利用権(のようなもの)」が、村人の日常的な認識の対象となるのである。ビチェ村のローカル・コモンズの動態は、資源の利用を主軸に据えて把握して行くことが重要であるといえよう。

2.1.3. 利用に関する概念

「利用」を意味するマロヴォ語は、tatavete である。ただし tatavete は、「何かが利用されている状態」全般を意味し、日常的には利用内容によって、収穫する(habuhabu)、採集する(chero)、植える(choku)、売る(vataholu)などの言葉が用いられる。

「利用権」を直接的に意味するマロヴォ語は無いが、どのようにすれば資源を「利用」できる者としてみなに認識されるかを把握していくと、「利用権(のようなもの)」は大きく2つに分かれ

ていることがわかった。「成員利用権」と「優先利用権」である。

野生の動植物の多くは、M 集団に属する成員であれば誰でも利用できると認識されている資源である。本研究では、「何らかの集団の成員であれば生得的に認められる共同利用権」を「成員利用権」と呼ぶことにする。成員利用権の認められた集団の成員でなくても、成員の養子になった者 (pinausu) や、成員と結婚した者 (roroto) に対しては成員と同様の成員利用権が認められることがある。

また、森林を伐開して焼畑用地として利用した村人とその家族は、焼畑用地を chakei する者として、その後も優先的に利用することができる。このように「資源に何らかの働きかけを行うことで認められる優先的な利用権」を「優先利用権」と呼ぶことにする。

重要な食用資源であるココヤシやカナリウムナッツなどについても、これらを栽培もしくは半栽培している村人に優先利用権が認められていた。優先利用権は、子孫にも相続させることができる利用権である。

各資源に対する成員利用権もしくは優先利用権を認められた村人は、地域社会のなかで noro とみなされる限り問題なく、その資源を利用して利益を得たり、資源を処分し、またその利用権を譲渡することができた。何が noro とみなされるかは、地域社会内部もしくは外部社会との関わりのなかで変化することもある。

以下では、資源を共同利用するなかで形成されてきた noro 概念と資源利用の実態および、1915 年の島民のキリスト教徒化以降の各時期におけるその動態について説明していくこととする。

2.2. 1915 年～1950 年代:キリスト教徒化と島の四分化

2.2.1. 村人のキリスト教徒化

かつて、ビチェ村の人々は精霊 (poda) を崇拝していた。精霊の力を借りて、空を飛び、姿を消し、また悪霊にとりつかれた村人を見つけ、首を切り落として殺したり、呪術を用いて治療することができると思われていた。

このような霊能力を持つ者は、tinoni poda と呼ばれ、村人の敬意と畏怖の対象となっていた。ガトカエ島内の悪霊退治に力を発揮したと伝えられているモナカや、敵の動きを封じたり、空を飛ぶことができたといわれるパカは、とくに強い力を持った tinoni poda であったと伝えられている³⁵。

村人たちは、精霊に豊漁や豊作を祈り、また収穫物の一部を精霊に捧げていた。焼畑や家屋には、悪霊の訪れを防ぐべく、悪霊が嫌うと思われているショウガ (*minila*, *Zingiber officinalis*) を栽培したり、硫黄などの守護石 (tutugu lopoto) や鋭く削った木製の針 (koso) を飾っていた。

³⁵ tinoni poda は悪霊にとりつかれた村人を見つけると呼び寄せてヤシの実を与え、その村人が果汁を飲むためにアゴを上げた瞬間を狙い、首を切り落としたという。2006 年 1 月時のビチェ村には、すでに霊能力者はいなくなっていたが、2002 年に死去したビルスは予知能力があり、また悪霊を見つけることができたといわれている。

また、精霊の使いであるサメにはイヌやノブタ、ネコを捧げて、首借り遠征における助力を請うていた。

死んだ霊能力者の歯を入れたラタン (*Calamus* sp.) 製の袋 (ligomo) は、精霊との交信に使われた。ligomo を用いることで、他島からのヘッドハンターの来襲を予知し、また洪水を起こし、様々な動物を操ることができたと信じられている (写真 2-6)。



写真2-6 精霊との交信道具 ligomo
出所) ソロモン諸島ガトカエ島ビチエ村、
2004年筆者撮影。

セブンスディ・アドベンティスト (Seventh Day Adventist、安息日再臨派、以下 SDA) の布教団は、1914年5月29日にギゾ (Gizo) で布教を開始し、1915年からガトカエ島を訪れ始めた。ガトカエ島に来た宣教師は、Oscar. V. Hellestrand と D. Nicholson であった (Neufeld, 1976: 196-197)。

当時の bangara の1人であったヴァンゴロを始め、村人の多くは宣教師を受け入れ、キリスト教徒となった。

1900年前後にはガダルカナル島の教会関係者 (牧師もしくは司祭) の首を狩っていたヴァンゴロらが、なぜ宣教師を受け入れたのか、その詳細は不明であるが、受け入れを拒めない、もしくは拒みにくい状況にあったのではないかと考えられる³⁶。

ビチエ村は、教会関係者の首を狩った報復として、植民地政府の軍艦による機銃掃射、艦砲射撃を受けていた。村人らは山に逃げたおり死者は出なかったものの、植民地政府の強大な軍事力を見せつけられた村人らにとって、宣教師の来島、キリスト教を拒むことは、再び軍

³⁶ 19世紀末以降のメラネシア地域では、神々からもたらされる cargo (積荷) を獲得することを目標に据えた宗教運動、いわゆるカーゴ・カルト (cargo cult) が起きていた (豊田, 2000: 237-241)。

積荷という神からの「贈物」を数多く持っているように見えた白人と同じ精霊を信仰することで、品物を獲得しようとしたことが、メラネシア地域の人々のキリスト教徒化に結びついたとする説もある (畑中, 2000: 295)。

艦による報復を受けることを連想させたと考えられる。

bangara の 1 人であったパカは、入信することなく、村での布教活動への妨害行為を続けたが、ヴァンゴロを始めとするほとんどの村人はキリスト教徒となり、ヘッドハンティングは終焉を迎えた。

SDA は、週の第 7 日にあたる土曜日を安息日とし、酒、コーヒー、紅茶、タバコ、ビンロウジュの実などの嗜好、ブタ肉、甲殻類や貝類などの食用を禁じている³⁷。また、信者は現金収入および収穫物の 2 割を教会に寄進することが求められる。

収入と収穫物の 1 割は、tithe(什一税)として教会に寄進され、さらにもう 1 割は、第 2 の什一税もしくは offering(献金)として寄進を求められている。村人は、什一税をごまかすと、お金や収穫物をネズミにかじられたり、盗まれるとしている。村人らは、ときに寄進をさぼり、また食用、販売の禁忌を破りつつもキリスト教徒として生活してきた。

2.2.2. ガトカエ島の四分化

1915 年以降、宣教師を初めとする教会関係者らは、ガトカエ島内の資源を利用して教会などの建設を始めた。教会関係者らは、波の穏やかなラグーンに面しており、着船が容易なペンジユク村に最初の教会を建て、ガトカエ島での布教活動の基盤とした。

教会関係者らや植民地政府関係者などがガトカエ島内の資源を利用する場合は、必ずビチェ村の bangara に許可を求めなければならなかった。しかしながら、波の荒い外洋に面し、岩場も多いビチェ村は着船が困難であった。さらには道の悪い湿地帯や岩場、急傾斜地を通る陸路では、往復に丸一日を要した。利便性の悪いビチェ村まで出向く手間を省きたかった教会関係者らは、ガトカエ島を四分化し bangara の代理として各地域にチーフを任命することを持ちかけた。

1922 年、ガトカエ島を四分化する会議は、宣教師および植民地政府のフランシス(Frances)とグレイ(Gray)の立会いのもと、ペンジユク村で開催された。まず、司会進行役となったルパ(Rupa)が、この会議の議長をヴァンゴロが務めることを宣言し、会議を始めた。

この会議においては、チュビウル(Chubiul)からイシュー(Isu)およびブロ、キチャ、ポロクア、マレマレの 4 無人島については、ビチェ村の領域としてヴァンゴロとパカがチーフとなり、代表者として、管理していくことが決められた(図 1-5)。

³⁷ SDA の教義によって、食用が禁じられているのは、タカセガイ (*bikoho*, *Trochus niloticus*) やチョウセンサザエ (*kino*, *Turbo argyrostomus*)、ヤコウガイ (*uko*, *Turbo marmoratus*) などの貝類、イセエビ (*chohana*, *Panulirus* spp.) やノコギリガザミ (*kakarita*, *Scylla serrata*) などの甲殻類、サメ (*kiso*, *Carcharhinus* spp. など) やオオウナギ (*tulageni*, *Anguilla marmorata*)、ヨコシマサワラ (*tagiri*, *Scomberomorus commerson*) など体表の鱗が明確ではない、もしくは少ない魚類、イルカ (*pusui*, *Delphinidae*)、ウミガメ (*vonu*, *Chelonia* spp. など)、タコ類 (*gai*, *Octopus* spp.) やイカ類 (*kusolo*, *Sepia apama* など)、ナマコ類 (*puhaka*, *Stichopus chloronotus* など) などである。

SDA の教義では、タカセガイやヤコウガイなどの貝類の貝肉を食用として販売することは禁忌であるが、殻のみを販売することは禁忌とされていない。食用が禁忌とされている魚類の一部、甲殻類、タコ類、イカ類、ナマコ類については、販売も禁じられている。

さらに、イシューからテテカロヴォ(Tetekarovo)までがペンジユク村、サゲオナ村の領域とされ、サレレ(Salele)がチーフに任命された。コマブシ(Komabusi)からチュビウルまでは、ペアヴァ村、カヴォラワタ村、ソンビロ村の領域とされ、シアナ(Siana)がチーフに任命された。ワレア(Varea)からビリまでは、ビリ村の領域とされ、ヒラ(Hila)とタサ(Tasa)の2人がチーフとして管理することが決められた。

各領域のチーフとなった村人には、その権威を証明する硬貨が与えられた。教会や植民地政府関係者らは、利用したい資源がある場合、各領域に任命されたチーフの許しを得ればよいこととなった。

当時の bangara であったヴァンゴロとパカは、ガトカエ島および周辺無人島と海域の自然資源の代表所有者として、他のチーフを統率しながらも、主にはビチェ村とブロ島の資源を管理するチーフとして行動することとなった。

ヴァンゴロとパカの子孫、およびその配偶者らで形成された親族集団(以下、VP 集団)は、主にビチェ村とペアヴァ村に居住している(図 2-3)。

1915年以降、M 集団の bangara は、いずれも VP 集団の成員の中から選び出されてきた(図 1-6)。

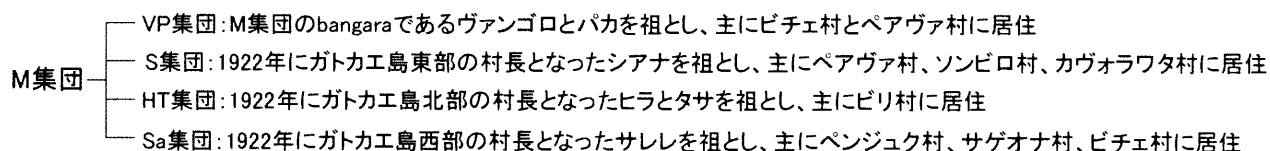


図2-3 M 集団に属する主要な親族集団

出所)聞き取り調査より作成した。

注)婚姻により、M 集団内の複数の親族集団に属する村人もいる。

2.2.3. タロイモ栽培用水田

この時期の村人の最も重要な食用資源はタロイモであった。

タロイモは、石蒸し料理、ココナッツミルクを入れた煮込み料理のほか、薄く切ったタロイモを重ね、その間にトロロアオイ(*ngache*, *Hibiscus manihot*)の葉を挟んで蒸した料理、タロイモを細かく潰したものにナッツや、ココヤシのスポンジ状の吸器を混ぜた料理など、様々な料理に用いられていた。

タロイモは、プディング状に調理したものを除けば、硬くやや食べにくいいため、嫌う子どももいた。しかしながら、その一方で腹持ちのよい食物(*nginigo nginira*)として、主食となっていた。

タロイモは、石積みの水路と堰(*chidi*)で作られた水田(*ruta*)および焼畑で栽培されていた。

ruta は、ビチェ村に居住する M 集団および M 集団の成員と結婚した他集団出身者(*roroto*)全体で利用されていた。その他の居住者についても、居住している期間のみ利用できる区画があった(図 2-4)。

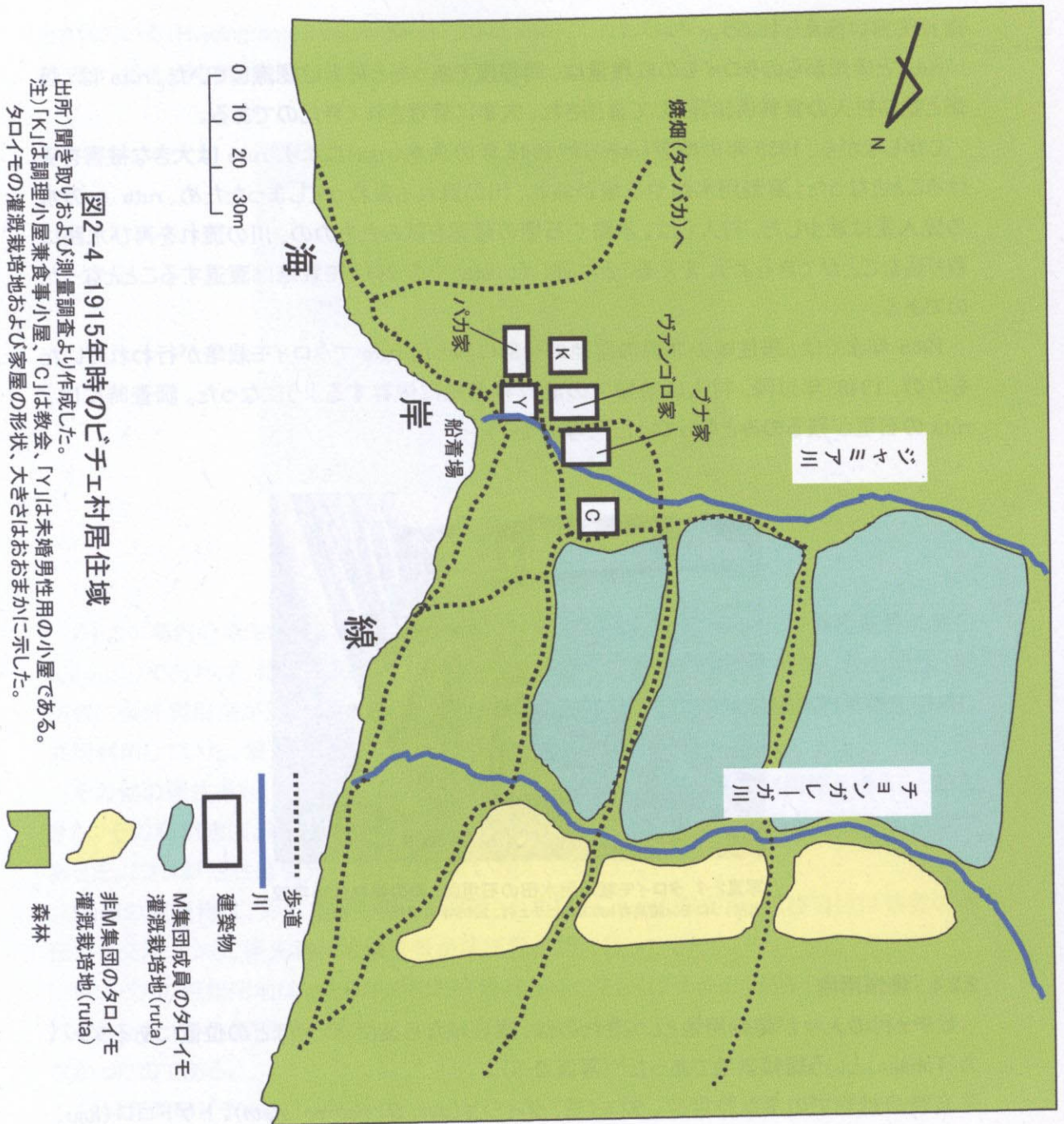


図2-4 1915年時のビチエ村居住域

出所)聞き取りおよび測量調査より作成した。
 注)「K」は調理小屋兼食事小屋、「C」は教会、「Y」は未婚男性用の小屋である。
 タロイモの灌漑栽培地および家屋の形状、大きさはおまかに示した。

1915年時のビチエ村には、M 集団もしくは roroto が 24 人、それ以外の村人が 4 人居住していた(図 2-2)。

タロイモの水田栽培については、共同労働を交えつつも、主には各世帯がそれぞれ行っていた。しかしながら、ruta の水路や堰、石垣は、ビチエ村の居住者全体の共同労働によって管理されていた。ruta は、ビチエ村に暮らす M 集団全体の成員利用権の対象資源として、利用されてきたのである。

その他の居住者に認められたのは、居住期間のみの利用であり、これは「居住時成員利用

権」とも言い換えられよう。

ruta と焼畑からのタロイモの収穫量は、同程度であったと村人は認識していた。ruta は、焼畑と並ぶ村人の食料供給源として重用され、大事に管理されてきたのである。

しかしながら、1939 年の地震(nunu)と 1948 年の洪水(riga)により、ruta は大きな被害を受けることとなった。灌漑用水路や石垣が壊れ、川の流れも変わってしまったため、ruta への水の流入量は減少した。村人らは、水路や石垣の修理を試みたものの、川の流れを再び水路に取り込むことができるよう、変えることは難しく、ruta でのタロイモ栽培は衰退することとなったのである。

1965 年までは、居住域の北側の湿地の一部に残った ruta でタロイモ栽培が行われていたものの、1948 年以降、村人は焼畑での農作物自給に依存するようになった。調査時には、ruta の石垣が残るのみとなっていた³⁸(写真 2-7)。

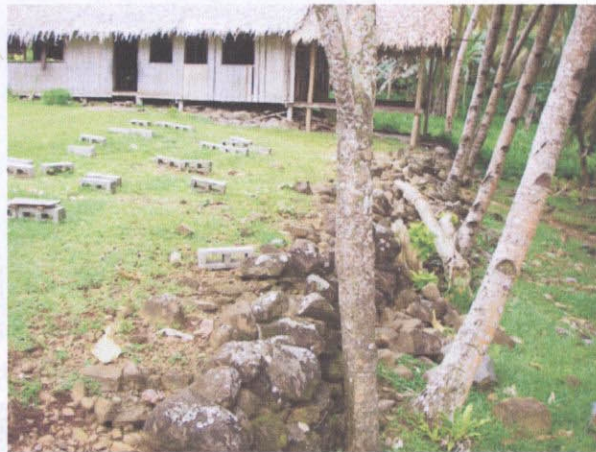


写真2-7 タロイモ栽培用水田の石垣跡。奥の建物は小学校。
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2005年筆者撮影。

2.2.4. 焼畑用地

ビチェ村の人々が焼畑用地としてきたのは、居住域から徒歩 20 分ほどの位置にあるタンバカ(Tabaka)という緩傾斜地であった³⁹(写真 2-8)。

当時の焼畑での主な作目は、タロイモ、ダイジョ(*uvi*, *Dioscorea alata*)、トゲドコロ(*luju*, *Dioscorea esculenta*)、トロロアオイ、パナナ(*batia*, *Musa spp.*)、パイナップル(*ramoso*, *Ananas comosus*)などであった。

サツマイモ(*umalau*, *Ipomea batatas*)は、19 世紀末にはマロヴォ・ラグーンに伝播していた

³⁸ ruta の衰退後、その跡地には家屋、教会、小学校が建てられているほか、ナッツ類などが栽培されている。

³⁹ タンバカは、村人が古くから焼畑を行ってきた居住域の西側にある傾斜地を指す名称であり、村人の焼畑用地はタンバカの先に広がっている。タンバカの先にある焼畑用地や周辺の森林などには細かい名称が付けられているものの、村人は居住域西側の焼畑用地に行く場合にはタンバカに行くということが多く、タンバカは居住域西側の焼畑用地全体を指す総称 (*kirakira gete*) となっている。

とされている(Hviding and Bayliss-Smith, 2000:146)。しかしながら、優良品種がなく、1950年代まで、ビチェ村では主要な作物とはされていなかった。



写真2-8 居住域およびタンバカ
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2005年筆者撮影。

ガトカエ島内の原生林、二次林については、M 集団成員もしくは roroto、M 集団成員の養子 (pinausu) であれば、誰でも焼畑として開拓することができた。焼畑として開拓した土地は、開拓者に優先利用権が認められ、開拓者の子孫の集まりである小集団が優先利用権を相続し、共同利用していた。焼畑用地の売買は禁じられていた。

その他の居住者も、bangara の許しを得れば、焼畑用地を開拓し優先利用権を得ることができた。その利用権は、ビチェ村に居住している期間のみに認められた一時的な優先利用権であった。これは「居住時優先利用権」とも言い換えられよう⁴⁰。

焼畑の収穫物は、みなで持ち寄って調理されていた。しかしながら、収穫自体は他者の手伝いを交えつつも、優先利用権保有者がほぼ独占的に行っていた。

タンバカの焼畑用地は、何らかの明確な境界 (boku もしくは bonda) が作られていたわけではなかった。各小集団は、焼畑としての利用を繰り返すことで、その境界を示しているに過ぎなかったのである。

1940年時のビチェ村は、ククー (Kuku) 家、ビルス家、パパエ家、パカ家、ブナ (Buna) 家で構成されていた (図 2-5)。

ここでいう「家」とは、住居を共にする集団を指す。

⁴⁰ 居住時優先利用権を得た村人が他出したのち、その子孫が帰村すれば、再び居住時優先利用権を主張することができた。しかしながら、他出期間中、他の村人が利用することは認められていた。

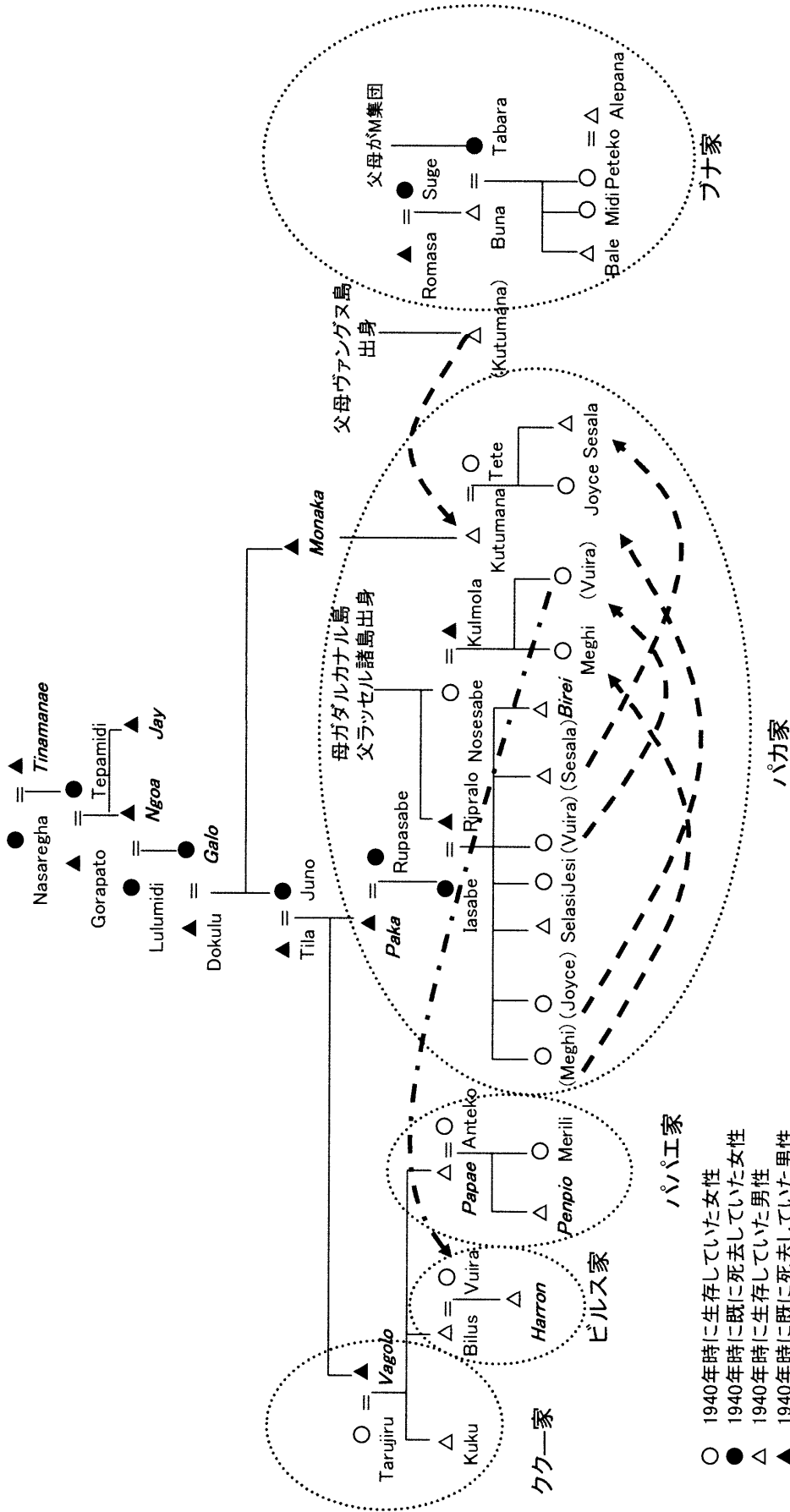


図2-5 1940年時のビチエ村居住者の家系図

出所)聞き取り調査より作成した。

注)1940年時にビチエ村に居住していた村人もしくは、現在の居住者の直系の先祖、bangaraのみを記した。

未婚者については、独立家計を営む者以外は、名前を省略した。

歴代のbangaraを太字斜体で示した。

結婚、養子などで他家へ移動した村人は、移動元での名前を括弧付けで示した。

JoyceはJoyceminaの略名である。

- 1940年時に生存していた女性
- 1940年時に既に死去していた女性
- △ 1940年時に生存していた男性
- ▲ 1940年時に既に死去していた男性
- = 婚姻関係
- 兄弟関係
- 親子関係
- 同居世帯
- ▶ 嫁入り
- ▶▶ 養子入り

1940年代のククー家、ビルス家、パパエ家は、ヴァンゴロが伐り開いた焼畑用地(図2-6中央下のチョチョブカ周辺にある「V」の一部を共同利用していた⁴¹)。さらにククー家とビルス家については、焼畑用地「V」のみでなく、周辺の原生林を少しずつ伐開して自らの焼畑用地を広げていった。

パパエ家は、1957年にパパエが死去するまで、ヴァンゴロの焼畑用地(図2-6中央のチョチョブカ周辺にある「V」の一部)を利用していた。パパエ自身が新たに伐り開いた焼畑用地は、タンバカにはなく、パパエの死後、パパエ家の人々はアンテコ(Anteko)の出身地であるペアヴァ村で主に焼畑を行うようになった。

パカ家は、パカが伐開した焼畑用地(図2-6の「P」)を利用するとともに、同居するクトウマナ(Kutumana)・テテ(Tete)夫妻の焼畑用地(図2-6の「Kt」)やクルモラ(Kulmola)・ノセサンベ(Nosesabe)夫妻の焼畑用地(図2-6の「N」)で焼畑を行っていた。

他島出身のクトウマナ・テテ夫妻やクルモラ・ノセサンベ夫妻は、Mグループのメンバーではなかった。クトウマナについては、bangara であり子どものいなかったモナカに霊能力を見出され、養子になることで、モナカが優先利用権を持つ焼畑用地を相続していた⁴²。

子どものいないクトウマナ・テテ夫妻は、パカの孫であるジョイスミナ(Joycemina)とセーサラ(Sesala)を養子にして(図2-5)、焼畑や調理などの手伝いをさせるとともに、モナカから相続した焼畑用地および、自らが伐開した焼畑用地を相続させた。

Mグループではなく、子どももいなかったクルモラ・ノセサンベ夫妻についても、パカの孫であるヴィラ(Vuira)とメギー(Meghi)を養子にして、焼畑などの働き手とするとともに、焼畑用地を相続させていた⁴³。

クトウマナを中心とする小グループ Ktと、ノセサンベを中心とする小グループ N の焼畑用地については、養子となったジョイスミナやセーサラが相続し、パカやクトウマナ、ノセサンベらの焼畑用地の優先利用権を持つ小グループ P を形成した。小グループ P は、図2-5のパカ家のメンバーで構成されていた。

Mグループでも、roroto でもないクトウマナ・テテ夫妻、クルモラ・ノセサンベ夫妻は、本来、焼畑用地について、居住時優先利用権のみしか認められないはずであった。しかしながら、pinausu になること、もしくは pinausu をもらうことで、焼畑用地の優先利用権を相続し、また pinausu に相続させることが noro とみなされたのである。

⁴¹ パカやヴァンゴロは、19世紀末にジュノ(Juno)やガロ(Galo)から焼畑用地を相続していたが、その詳細については把握できなかった。

⁴² モナカは、家出した妻を追いかけて殺害しており、その後、再婚することはなく実子もいなかった。

⁴³ クルモラは、1930年代に死去していた。ヴィラは1949年に、セーサラは1992年に死去したが、クトウマナ・テテ夫妻とクルモラ・ノセサンベ夫妻からそれぞれ相続した焼畑用地は、セーサラの子どもであるジョーベンソンと、ヴィラの子どものシシリア(Sicilia)に相続され、焼畑が行われ続けてきた。2006年5月時においても、ジョイスミナとメギーは存命であった。

焼畑を始めるにあたって、まず対象地の幼少木の伐倒(rao)が行われる。成木があり、それを伐り倒す場合、その作業は hirama と呼ばれる。成木の伐倒については、事前に巻き枯らし(picha vari legu)が行われることもある(写真 2-9)。対象地内のカナリウムナッツや果樹、薬用植物などの有用植物は、伐らずに残されることが多かった。

3週間から1カ月程度の乾燥(popa)の後、火入れ(vari suru、写真 2-10)が行われ、焼け残りを集めた地拵え(gohara)、2度焼き(jupe)、荒起こし(piki、写真 2-11)をへて、植え付け(choku、写真 2-12、写真 2-13、写真 2-14)が行われる。数カ月から1年後の収穫(habuhabu)まで、除草(pokipoki)が繰り返される。

焼畑の作業では、共同労働が頻繁に行われていた。等価労働交換が行われることもあったが、伐開などが行われる予定であること、もしくは行われていることを知った他の村人が、自主的に手伝いを行うことが主であった。他の村人の手伝いを必要とする村人も、事前にそれとなく、会話のなかで伐開などの手伝いの必要な作業を行う予定であることを、他の村人に伝える。このような相互扶助は、vinari tokae と呼ばれている。焼畑の作業において、他の村人を雇用するようなことは全く行われていなかった。



写真2-9 焼畑伐開用に巻き枯らしされた樹木
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2004年筆者撮影。



写真2-10 焼畑用地の火入れ
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2004年筆者撮影。



写真2-11 焼畑で荒起をする村人
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2001年筆者撮影。



写真2-12 焼畑に植えつけられたサツマイモ
出所)ソロモン諸島ガトカエ島ビチェ村、2001年筆者撮影。